

長崎県茶品評会開催要領

1．趣旨

長崎県内主産地の茶の品質向上と特質を明らかにし、消費動向に沿って原料茶の生産及び製茶技術の進展を図り、長崎茶の声価を高揚するものとする。

2．主催

長崎県茶業振興協議会

3．農林水産祭参加

本品評会は、第64回農林水産祭参加行事とする。

4．出品参加資格

(1) この品評会に出品できるものは、長崎県内茶生産農家及び茶生産農家で構成する団体とする。

(2) 出品茶の条件

ア．栽培条件

県の基準技術に即して設定された地域の改善技術に沿って生産されるものであること。

イ．摘採条件

出品茶の摘採条件は特に定めない。

5．出品茶の種類と量目

令和6年度に長崎県内で生産された荒茶で次のとおりとする。

種 類	量 目	荷 姿	備 考
蒸し製玉緑茶	4 . 4 k g	大 海 袋	全国茶品評会対応
釜炒り茶	4 . 4 k g	大 海 袋	〃
一般茶	1 . 0 k g	アルミ 1kg 袋	火入れ前の緑茶

一般茶部門は、緑茶であることが条件で茶種は限定しない。

6．告知

出品申込みのための告知日を令和6年5月31日（金）とする。

7．出品申込み

出品申込みは、別紙様式1により申込書に記入し、市町で取りまとめ別紙様式2の申込み一覧表を添付し、令和6年6月12日（水）までに、大会事務局へ申し込むものとする。

8．出品期待点数

茶種別出品点数は、次のとおりとする。

【 出品期待点数 】

茶種別 市町村	蒸し製茶 玉緑茶	釜炒り茶	一般茶	合 計
佐世保市	4		4	8
松 浦 市	4		6	10
五 島 市	2		2	4
雲 仙 市	2		6	8
東彼杵町	40		60	100
波佐見町	5	1	10	16
佐 々 町		1	3	4
合 計	57	2	91	150

9．出品茶の保管・搬入

出品茶は、各市町または生産団体で取りまとめ、搬入まで各市町において最善の注意をもって保管する。

出品茶は、令和6年6月19日（水）までに長崎県農林技術開発センター茶業研究室に搬入する。

10．出品茶の審査

審査は、別に定める審査規定により、令和6年7月3日（水）に東彼杵町において審査する。

1 1 . 褒 賞

(1) 審査の結果に基づき、茶種ごとに出品点数のおよそ 3 0 % 以内を擬賞した成績に応じて賞状を贈る。

なお、参考品としての出品茶に対して、賞は与えないものとする。

(2) 出品茶の中で特に優秀なものについては、農林水産大臣賞、農林水産省農産局長賞及び九州農政局長賞、長崎県知事賞等の賞状並びに賞品の交付を申請する。

(3) 賞の授与式は、協議会活動内の表彰行事において行う。

1 2 . 出品茶の処理

出品茶の中から審査用として茶 0 . 4 k g を採取し、「蒸し製玉緑茶部門」及び「釜炒り茶部門」の残量は全国茶品評会へ出品する。また、「一般茶部門」の残量は長崎県茶業振興協議会の取扱いとする。

長崎県茶品評会審査規定

- 1 . 審査は本品評会の趣旨に基づき、茶の内質の良否に重点をおき、商品価値を参酌して行う。
- 2 . 審査は令和6年7月3日（水）に東彼杵町総合会館において行う。
審査の日程等については、審査長が審査員にはかって決定する。
- 3 . 審査は、審査長統轄の基に厳正公平を旨とし、別に定める分担により実施する。
- 4 . 審査は、公平を期するため審査番号により、審査項目別に審査員によって判定し付点する。
- 5 . 審査方法は、普通審査法によるものとし、審査採点基準はそれぞれ付表のとおりとする。
- 6 . 出品茶の優劣順位は、審査得点の合計によって決める。審査得点の合計が同点の時は、内質得点の多いものを上位とする。但し、内質得点が高点の時は、香気と滋味の合計の多いものを上位とし、以下滋味の得点の多いものの順位とする。
- 7 . 審査実施中、審査関係者以外は、審査長の許可なく審査場に入ることはいない。
- 8 . 褒賞は、茶の種類毎に審査長が審査員にはかって決定する。同一出品者の出品茶で、同一種類に2点以上入賞すべきものがあつた場合、その上位の出品茶のみの賞とする。
- 9 . 審査関係者は、審査成績が公表されるまで、その他の審査に関する重要な事項を審査長の許可なく外部に発表することができない。
- 10 . 出品者は、審査の決定に対して異議を申し立てることはできない。
- 11 . 本規定のほか審査に必要な事項は、審査長が審査員及び事務局にはかり別に定める。

付 表

【内 規】

- 1．審査資料として、出品茶 1 点につき 1 5 0 g を採取する。
- 2．出品茶の品質鑑定は、審査員の官能審査による。
- 3．審査は原則として、次の順位によって行う。
(1) 外観 (2) 内質
- 4．内質の審査は、次の方法で行う。
(1) 熱湯浸出法として、水色及び滋味の浸出時間は蒸し製玉緑茶・釜炒り茶部門は 5 分間、一般茶部門は 2 分間とする。
(2) 1 点 1 回の量は、3 g とする。
(3) 米国式を用いる場合、香気審査の浸出液は水色または滋味の審査に共用しない。
- 5．本審査方法は、米国式とする。

長崎県茶品評会審査員

長崎県農林技術開発センター	茶業研究室長	
〃	〃 職員	2 名
長崎県農林部	技術職員	1 名
長崎県関係振興局	技術職員	3 名
西九州茶農業協同組合連合会		1 名
長崎県茶商組合		2 名
日本茶インストラクター協会長崎県支部		1 名
長崎県茶業技術者協議会		2 名

以上に加え、「一般茶部門」では、長崎県茶品評会出品者、長崎県茶商組合組合員、県産茶を取り扱う茶商、日本茶インストラクター協会長崎県支部の希望者を審査員として加える。

長崎県茶園共進会開催要領

1. 趣 旨

長崎県茶の市場性を高めるため、栽培技術の向上をはかり、併せて茶生産者の経営の安定を期す。

2. 出品参加の資格

長崎県内茶生産者及び茶生産者で構成する団体とする。

3. 出品茶園

植栽3年以上の茶園とし、次の条件を備えたものとする。

- (1) 県の基準技術に即して設定された地域の改善技術に沿って生産されたものであること。
- (2) 市町段階の予選会（予備審査会）を経たものとする。

4. 参加申込

- (1) 令和6年11月15日（金）までに予備審査のうえ、別紙様式3により申込書に記入捺印し市町で取りまとめ、長崎県茶業振興協議会事務局へ申し込むものとする。
- (2) 土壌物理性分析結果の提出
出品茶園の土壌物理性分析結果を審査当日までに事務局へ提出する。

5. 出品茶園の単位

10a以上同一箇所に存在している茶園を単位とする。

6. 出品期待点数

出品期待点数は、別表のとおりとする。

7. 出品茶園の審査

審査は、別に定める審査規定により令和6年11月25日（月）～11月29日（金）までに出品茶園において行う。

8. 褒 賞

- (1) 審査の結果に基づき、出品点数のおよそ30%以内を擬賞した成績に応じて、賞状を贈る。
- (2) 出品茶園の中で、特に優秀なものについては、九州農政局長賞及び長崎県知事賞等の賞状並びに賞品の交付を申請する。

9. その他

九州農政局長賞を受賞した茶園については、受賞茶園であることを立看板等により掲示するものとし、次年度以降の共進会に出品することはできない。

【 出品期待点数 】

市町村 \ 点 数	出品期待点数	備 考
佐世保市	3	
松 浦 市	3	
五 島 市	3	
雲 仙 市	2	
東彼杵町	1 5	
波佐見町	3	
佐 々 町	1	
合 計	3 0	

長崎県茶園共進会審査規定

- 1．審査会は、本共進会の趣旨に基づき、茶の樹勢に重点を置き経営条件を参酌して行う。
- 2．審査は、公平を期するため現地審査を行い、審査項目毎に審査員の合議によって判定し付点する。
- 3．審査は、減点審査法によるものとし、審査項目毎の配点は、別紙採点基準表のとおりとする。
- 4．審査結果による優劣順位は、各項目の採点合計によって決める。
なお、得点合計が同点の場合は樹勢、樹形整備、栽培管理の順位による得点によって決める。
- 5．褒賞は、審査長が審査員にはかって決定する。
- 6．出品者は、審査の決定に異議を申し立てることはできない。
- 7．この規定に定めるもののほか、審査に必要な事項は審査長が、審査員及び大会事務局にはかって別に定める。

『審査項目並びに得点』

1．樹勢	33点		
2．樹形整備	22点		
3．栽培管理	35点		
4．経営条件	10点	合計	100点

『審査採点基準並びに付点表』

別紙による

長崎県茶業振興協議会功労者表彰規定

1. 長崎県茶業振興協議会は、長崎県茶業の発展に功労のあったものを表彰する。
2. 表彰の対象となるものは、長崎県において茶の品質改良、生産流通、消費拡大、技術の改善、指導等に顕著な功労のあった個人または団体とする。
3. 功労者の推薦は、関係市町において下記様式により功績調書を作成し、令和6年12月6日（金）までに長崎県茶業振興協議会長に提出するものとする。
4. 被表彰者の決定は、功績調書に基づき会長が関係者と審議して決定する。
5. 表彰は、研修会の表彰行事において行う。
6. 被表彰者に対して賞状及び記念品を贈る。
7. その他必要な事項については、会長が関係者と協議して決める。

功 績 調 書

団体または氏名	
設立または生年月日	
本 籍 地	
現住所（所在地）	
職 業	
略 歴	
功 績 の 概 要	

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○ ○ ○ ○ (連絡先 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○)

発行担当者 (連絡先〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

別紙様式 1

長崎県茶品評会出品申込書

年 月 日

長崎県茶業振興協議会長 様

住 所
氏 名

長崎県茶品評会の諸規定を厳守して、下記のとおり申し込みます。

記

区 分	内 容			摘 要
出 品 茶 の 種 類				
品 種 名				
出 品 量 目	正味 4 . 4 k g (一般茶については、 1 . 0 k g)			
使用摘採機名 (型式)				
施肥投入量 kg/10a	N	P	K	

長崎県茶業振興協議会長 様

市町長名

長崎県茶品評会出品申込書（総括表）

茶 種 名	品種名	出 品 者 名		電 話
		住 所	氏 名	
		〒		
		〒		
		〒		
		〒		
		〒		
		〒		
		〒		
		〒		
		〒		
		〒		

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○ ○ ○ ○ （連絡先 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ）

発行担当者 （連絡先 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ）

長崎県茶園共進会申込書

年 月 日

長崎県茶業振興協議会長 様

市町長名

長崎県茶園共進会開催要領の趣旨に賛同し、予備審査の結果、下記について
出品を申し込みます。

記

出品者氏名	出品者住所	所在地	面積	品種	樹齢	摘要
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					

中刈り、深刈りの場合は、摘要欄に年月を記入して下さい。

中刈園とは、中刈り翌年、翌々年までとする。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○ ○ ○ ○ (連絡先 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○)

発行担当者 (連絡先 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○)